

平成26年度 吉川市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度吉川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	27,290	戸
(2) 年間総配水量	7,409,574	m ³
(3) 1日平均配水量	20,300	m ³
(4) 主な建設改良事業		
配水改良事業	279,498	千円
施設更新事業	256,845	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	1,542,958	千円
第1項 営業収益	1,287,844	千円
第2項 営業外収益	255,112	千円
第3項 特別利益	2	千円

支出

第1款 水道事業費用	1,407,302	千円
第1項 営業費用	1,267,502	千円
第2項 営業外費用	124,855	千円
第3項 特別損失	13,945	千円
第4項 予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額345,300千円は、当年度分消費税資本的収支調整額26,047千円及び過年度分損益勘定留保資金319,253千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	479,002	千円
第1項 企業債	262,000	千円
第2項 国庫補助金	60,000	千円
第3項 分担金	129,600	千円
第4項 工事負担金	24,740	千円
第5項 固定資産売却代金	2,662	千円

支出

第1款 資本的支出	824,302	千円
第1項 建設改良費	605,783	千円
第2項 企業債償還金	218,519	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
石綿管更新事業	千円 96,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する事項による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還、または低利に借換えることができる。
施設更新事業	166,000	同上	同上	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 116,890 千円 |
| (2) 交際費 | 30 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、40,000千円と定める。

平成26年2月26日提出

吉川市長 戸張胤茂